

平成31年4月8日

3年生(普通科) 保護者 様

埼玉県立松伏高等学校長 片野 秀樹

平成31年度 諸会費等の口座振替のお知らせ

春暖の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、下記のとおり平成31年度諸会費等を口座振替にて徴収いたしますので、内容を御確認いただき振替日に不足が生じないよう御協力をお願いいたします。

1 諸会費の振替日・納入額 (10月振替分については消費税率が引き上げられるため、手数料の額が異なります)

振替日	5/27 (月)	6/26 (水)	7/26 (金)	9/26 (木)	10/28 (月)	年間納入額	
各回の納入額	4・5・6月分 21,480	7・8月分 14,330	9・10月分 14,330	11・12月分 14,330	1・2・3月分 21,483	85,953	(月額)
項目	PTA会費	1,050	700	700	700	1,050	4,200 (350)
	後援会費	6,300	4,200	4,200	4,200	6,300	25,200 (2,100)
	生徒会費	2,100	1,400	1,400	1,400	2,100	8,400 (700)
	学年積立金(※)	12,000	8,000	8,000	8,000	12,000	48,000 (4,000)
	口座振替手数料	30	30	30	30	33	153

2 授業料の振替日・納入額(就学支援金受給者は除く)

振替日	8/26 (月)	11/26 (火)	12/26 (木)	1/27 (月)	年間納入額	(月額)
各回の納入額	4・5・6月分 29,700	7・8・9月分 29,700	10・11・12月分 29,700	1・2・3月分 29,700	118,800	(9,900)

3 納入方法

- 5月から来年1月までの年9回、26日(諸会費の口座振替日が土日の場合は翌営業日 授業料の口座振替日が土曜日の場合は直前の営業日、日曜日の場合は翌営業日)に指定された口座から引き落としさせていただきます。昨年度と振替日が変わっていますので、御注意ください。
当日の入金では間に合いませんので、引き落としの**前日までに必ず入金**をお願いいたします。
再度の引き落としはできませんので、引き落としができなかった場合には、学校からの通知により事務室に現金納入をお願いすることになります。

4 諸会費の減免について

- 下記の要件に該当し諸会費の納入が困難な場合については、免除を行っています。
(学年積立金・生徒会費は免除にはなりません)
希望する場合は、事務室又は担任に申し出てください。

【対象者】

- 1 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難となった場合
- 2 保護者が死亡又は長期の傷病にかかったため、納入が困難となった場合
- 3 保護者の失職・転職等により家計が急変した場合
- 4 保護者の当該年度の市町村民税(所得割)が非課税の場合
- 5 児童福祉法に規定する施設入所・里親委託の場合
- 6 生活保護を受給している場合
- 7 児童扶養手当を受給している場合 など

*免除については、審査を経て決定となりますので、対象者であっても必ずしも免除になるとは限りませんので御注意ください。

松伏高等学校 事務室
TEL 048-992-0121